

医療連携推進方針（案）

1. 医療連携推進区域

遠紋 2 次医療圏 西紋別地域（紋別市、興部町、雄武町、滝上町、西興部村）

2. 参加法人

広域紋別病院企業団 広域紋別病院

興部町（興部町国民健康保険病院）

雄武町（雄武町国民健康保険病院）

滝上町（滝上町国民健康保険診療所）

紋別市（紋別市休日夜間急病センター、紋別市立上渚滑診療所）

西興部村（西興部厚生診療所）

医療法人社団雄山会 山口クリニック

みなとクリニック（令和 5 年 4 月より医療法人社団予定）

医療法人社団 幸栄病院（現在協議中）

医療法人社団耕仁会 曾我クリニック（現在協議中）

大原 和明様（大原医院 院長）（個人社員にて参画）

小林 正司様（小林整形外科医院 院長）（個人社員にて参画）

（令和 6 年 4 月に予定されている改正医療法施行後、医療機関を開設する法人等として参画）

3. 理念・運営方針

（理念）

急速に進む少子高齢化による急激な人口減少、広大かつ豊かな自然環境を活かした 1 次産業を中心とする地域経済を支えるための医療基盤の整備が必要な西紋別地域において、住民が住み慣れた地域で必要な医療サービスを将来にわたり受け続けられるように、限られた医療資源を効率的に活用し、医療機関の機能分担及び業務連携を強化することで、北海道地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

（運営方針）

・医療機能の分担及び業務の連携を推進することで、遠紋 2 次医療圏の西紋別地域における広域的な地域包括ケアシステムを構築し、地域住民に安心、安全かつ質の高い医療サービスを提供する。

・参加施設間が連携して医療連携体制を強化することで、地域全体で必要な医療人材の確保・育成に寄与し、適切な医療サービスを提供できる形を整える。

・人口密度が希薄かつ医療機関間の距離が離れているという西紋別地域の特徴を踏まえ、ICTを活用した患者情報の共有化や遠隔診療の利活用など広域紋別病院を地域のプラットフォームとした仕組みを構築する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

(1) 医療機能の分担及び連携強化

将来の医療需要に基づく医療提供体制の在り方を見据え、参加施設の強みや特色を活かした医療提供体制を構築する。また有事対応も見据えた「救急」「小児」「産科」「透析」「精神」等の医療機能の整備や地域ニーズの高い病床機能への転換を検討し、病床融通による当該病床機能の充実をはかる。参加法人間で、医師についてクロスアポイントメントシステムを検討する。

※クロスアポイントメントシステムとは、在籍型出向で、出向元と出向先のそれぞれの職員の身分を持ってそれぞれの機関のもとで、必要な従事比率で業務を行う仕組みになる。

(2) 業務運営ノウハウ共有による経営の効率化

施設改修や情報システム等の業務運営に関する情報の共有化やノウハウを持った人材の相互活用をはかることで経営の効率化につなげる。

(3) 医薬品・診療材料・医療機器等の共同交涉及び共同購入の調整

医薬品、診療材料、医療機器に関する情報の共有や規格の標準化を進めるとともに共同交涉及び共同購入の実施について検討する。

(4) 医療従事者の共同研修および人材育成の強化

医療安全や感染対策等の共同研修の実施、参加法人間で人材が不足した場合の人的支援や在籍出向を通じた人材交流などの取組みを通じ、医療従事者の定着及び人材採用及び育成強化を推進する。

(5) 医療機器の共同利用、ICTの活用

医療機器の共同利用に加え、ICTの活用を推進する。電子カルテや遠隔画像診断などの患者情報の規格の共通化や相互利用の検討に加え、遠隔診療など新しい医療技術の活用により、広域紋別病院を地域のプラットフォームとして、地域住民が住み慣れた地域から離れることなく、外来・入院・在宅医療を受けることが出来る仕組みを構築する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして、医療従事者及び介護従事者の相互理解を深化させて、意思疎通を円滑にすることで地域住民が住み慣れた地域で適切な支援が受けられる体制を推進する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
その際、機能分担・業務連携の双方の観点がそれぞれ必要かつ十分に記載されている必要があること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

令和5年度遠紋圏域地域医療構想調整会議予定表

- (1) 第1回地域医療構想調整会議（説明会含む）
令和5年7月中旬
- (2) 第2回地域医療構想調整会議
令和5年9月下旬
- (3) 第1回地域医療構想調整会議医療専門部会
令和5年1月下旬
- (4) 第3回地域医療構想調整会議
令和6年2月下旬

訪問看護ステーション



遠軽町に

4月1日新規開設

町内で初！
理学療法士がご自宅に
伺いリハビリが出来ます！



看護・リハビリのプロフェッショナルがご自宅や施設にお伺いして
24時間・365日快適な療養生活をお手伝いします。
いつでもお気軽にご相談ください。

訪問看護ステーション **CONNECT**
コネクト

〒099-0146 遠軽町大通南1丁目10-13 井上貸店舗 左側1階

TEL・FAX 0158-46-7782

代表 小畑 有輝